

嘉手納町人材育成会運営に関する細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、嘉手納町人材育成会会則第19条の規定に基づき、運営について必要な事項を定めるものとする。

第2章 貸与事業

(貸与条件)

第2条 嘉手納町人材育成会（以下「本会」という。）より学資の貸与を希望する者（以下「申請者」という。）は、次の条件を備えなければならない。

- (1) 日本国籍を有し、本町に1年以上住民登録する者、又は本町に1年以上引き続き住所を有する町民と生計を一にし、やむを得ず一時的に住所を異動している者
- (2) 学業成績及び操行が優れている者で、家計上学資の支出困難な者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学（大学院及び短期大学を含む。以下「大学等」という。）、高等学校、高等専門学校、又は専修学校に入学予定又は在学する者（通信教育課程及び夜間教育課程に在籍する者は除く。）
- (4) 前号以外の者で嘉手納町人材育成会理事会（以下「理事会」という。）が認める国内外の教育機関に入学予定又は在学する者
- (5) 貸与金を全額返済可能な者

(貸与額および利子)

第3条 貸与する金額（以下、「貸与金」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 入学準備金貸与

学校	金額	回数
県内外大学等	300,000円	入学時の一回限り
県内外専修学校		

(2) 学資貸与

学校	月額	年間貸与月数
県外大学等	50,000円	10ヵ月
県外専修学校	50,000円	11ヵ月
県外高校	20,000円	11ヵ月
県内大学等	30,000円	10ヵ月
県内専修学校	30,000円	11ヵ月
県内高校	15,000円	11ヵ月
前条第5号に係る 教育機関	50,000円を超えない範囲	長期休業期間を除く月数

2 貸与金に対しては、利子をつけない。

(貸与期間等)

第4条 貸与する期間等は、次のとおりとする。

- (1) 入学準備金貸与は、貸与決定した当該学校入学時の一回限りとする。
- (2) 学資貸与は、貸与決定した当該学校に在学する最短修業年限の終期までとする。

(申請及び決定)

第5条 申請者は、次に掲げる書類を本会が指定する募集期間内までに嘉手納町人材育成会理事長（以下、「理事長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 嘉手納町人材育成会入学準備金借入申請書（様式第1号）または嘉手納町人材育成会学資借入申請書（様式第2号）
- (2) 学資貸与申請時のみ在学生証明書又は、新規入学者は、合格通知書又は合格内容が確認できるものの写し
- (3) 貸与申請時直近の成績がわかる成績証明書
- (4) 申請者及び家族の住民票謄本（本籍、続柄の表示のあるもの）
- (5) 申請者及び家族の町民税・県民税（課税・所得）証明書
- (6) 申請者及び保護者の滞納なし証明書（完納証明書）
- (7) その他本会の必要とする書類

2 理事長は、前項の申請があった場合は、理事会の審議に付し、貸与の可否を決定するものとする。

3 理事長は、貸与の可否を決定後、申請者へ嘉手納町人材育成会（入学準備金・学資）貸与選考結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(証明書の提出)

第6条 貸与が決定した者(以下、「貸費生」という。)は、本会の必要とする書類を提出しなければならない。

2 入学準備金貸与の貸費生は、本会が指定する期日までに合格通知書又は合格内容が確認できるものの写しを理事長へ提出しなければならない。

3 入学準備金貸与の貸費生は、当該学校入学後、本会が指定する期日までに在学証明書(入学準備金貸与対象年度に当該学校が発行するもの)を理事長へ提出しなければならない。

4 学資貸与の貸費生は、学資貸与期間中、貸与継続を希望する場合、本会が指定する期日までに在学証明書(学資貸与対象年度に当該学校が発行するもの)を理事長へ提出しなければならない。

(連帯保証人)

第7条 貸費生は、次の各号に該当する者をそれぞれ1名ずつ連帯保証人として立てなければならない。

(1) 貸費生の保護者

(2) 前号以外で、独立の生計を営み、償還能力のある者

2 前号第1号に定める連帯保証人は、原則として町内に居住している者とする。ただし、理事会が認める場合には、この限りではない。

3 貸費生が理由なく償還義務を怠ったときは、連帯保証人はその義務を負うものとする。

4 連帯保証人は次に掲げる書類を理事長へ提出しなければならない。

(1) 誓約書(様式第4号)

(2) 印鑑登録証明書

(3) 保護者以外の連帯保証人の住民票抄本(本籍の表示のあるもの)

(4) 保護者以外の連帯保証人の所得課税証明書

(5) 保護者以外の連帯保証人の滞納なし証明書(完納証明書)

(6) その他本会の必要とする書類

(貸与方法)

第8条 第3条の貸与金は、嘉手納町人材育成会(入学準備金・学資)貸与金口座振込依頼書(様式第5号)により指定された口座へ振込む。

(異動等の届出)

第9条 貸費生及び連帯保証人は次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに異動等届出書(様式第6号)を提出しなければならない。

- (1) 貸費生が、休学、復学、停学、退学、転学及び転科したとき
- (2) 貸費生が重度の疾病、障害等により成業の見込みがないとき
- (3) 貸費生が死亡したとき
- (4) 本会の学資貸与を辞退したいとき
- (5) 貸費生又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき
- (6) 連帯保証人を変更しようとするとき

(貸与の停止)

第10条 理事長は、貸費生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を停止し、貸費生及び連帯保証人に嘉手納町人材育成会(入学準備金・学資)貸与停止通知書(様式第7号)により通知するものとする。この場合、貸与を停止された貸費生に対し、理事長が指定する方法により償還を命ずることができる。

- (1) 第2条に規定する貸与条件を欠いたとき
- (2) 入学準備金貸与決定後に、申請した第2条に定める大学等への入学をとりやめたとき
- (3) 貸費生が、選定時の学校を変更、転学又は転科したとき
- (4) 貸費生が重度の疾病、障害等により成業の見込みがないとき
- (5) 貸費生が、休学又は特別の事情がある場合を除き留年した者
- (6) 貸費生が、本会の学資貸与を辞退するとき
- (7) 虚偽の申請により、貸費生となったことが判明したとき

2 前項第3号に該当する者が、理事会の許可を得た場合は、この限りでない。

3 理事長は、貸費生が休学した場合、その期間貸与を停止する。貸与を停止された者が再貸与を願い出たときは、嘉手納町人材育成会(入学準備金・学資)貸与停止解除通知書(様式第8号)により通知し、貸与を再開するものとする。

(貸与の完了)

第11条 理事長は、貸費生へ入学準備金振込後、または貸費生が当該学校を卒業もしくは修了した場合、嘉手納町人材育成会(入学準備金・学資)貸与完了通知書(様式第9号)により、貸費生及び連帯保証人に通知する。

(貸与金の償還)

第12条 貸与を受けた者(以下、「借受人」という。)は、次のとおり償還しなければならない。

(1) 入学準備金貸与の借受人は、当該学校へ入学した翌年の4月または当該学校卒業後翌年の4月から毎月1万円を貸与総額に達するまで毎月償還しなければならない。

(2) 学資貸与の借受人は、当該学校卒業後翌年の4月から貸与月額のおよそ3分の2の額を貸与総額に達するまで毎月償還しなければならない。

2 前項に該当する借受人で、特別な事情がある場合は、(入学準備金・学資)貸与金償還額変更申請書(様式第10号)により変更を願い出ることができる。

3 理事長は、償還額の変更の可否を決定したときは、嘉手納町人材育成会(入学準備金・学資)貸与金償還額変更決定通知書(様式第11号)により通知し、条件を付することができる。

4 貸与金は、いつでも繰上償還することができる。

5 理事長は、貸費生が本会の定める規程を履行しないときは貸与金の償還を命ずることができる。

(償還方法)

第13条 第3条の貸与金の償還は、本会が指定する業者の自動払込口座振替を利用する。又は、本会が指定した口座へ振込む。

(償還の猶予)

第14条 借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、(入学準備金・学資)学資貸与金償還猶予申請書(様式第12号)により変更を願い出ることができる。

(1) 病気のために退学したとき

(2) 災害又は疾病により償還が困難になったとき

(3) 進学したとき

(4) その他やむを得ない理由により、一時的に償還が困難になったとき

2 理事長は、償還猶予の可否を決定したときは、嘉手納町人材育成会(入学準備金・学資)貸与金償還猶予決定通知書(様式第13号)により通知し、条件を付することができる。

(償還の免除)

第15条 理事長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、(入学準備金・学資)貸与金償還免除申請書(様式第14号)により、理事会の議決に

基づき、町長の許可を経て、償還金の一部又は全部を免除することができる。

- (1) 死亡したとき
- (2) 重度の疾病、障害等により、成業の見込みがないとき
- (3) その他やむを得ない事情があるとき

2 理事長は、免除の可否を決定後、速やかに嘉手納町人材育成会（入学準備金・学資）貸与金償還免除決定通知書（様式第15号）により通知するものとする。

第3章 助成事業

（実施事業）

第16条 本会は、次に掲げる助成事業を実施する。

- (1) 研修、交流事業（以下「研修等」という。）に関する補助
- (2) 報奨金支給に関すること

（補助対象）

第17条 本会より研修等に対する補助を希望する者（以下「補助金申請者」という。）は、次の条件を備えなければならない。

- (1) 日本国籍を有し、本町に1年以上住民登録する者（監督及びコーチを含む）
- (2) 研修等後に引続き町内に居住し、地域活動を支援する者
- (3) 年度内に当該助成事業による補助を受けていない者
- (4) 上記各号以外に理事長が特に必要と認めた者

（補助の額等）

第18条 補助金は、予算の範囲内において、別紙交付基準により算出した額とする。

（補助申請）

第19条 補助金申請者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第16号）
- (2) 募集要項及び案内書
- (3) 研修等派遣推薦書（様式第16号別紙1）（社会教育団体等に属する場合のみ）
- (4) 住民票
- (5) 航空賃及び船賃、宿泊費、研修負担金を確認できる書類
- (6) その他理事長が必要と認める書類

(対象者選考)

第20条 補助金申請者の選考は、選考委員会にて決定をする。

2 選考委員会は、理事長、副理事長、教育指導課長、社会教育課長、社会教育係長で構成する。

(補助決定)

第21条 理事長は、選考委員会での審査後、嘉手納町人材育成会補助金交付決定通知書(様式第17号)を補助金申請者へ通知する。

(補助金の返還)

第22条 理事長は、研修等の内容の変更又は事業が中止したときは、補助金の一部もしくは全額の返還を命ずることができる。

(研修報告)

第23条 補助金受給者は、研修等完了後、報告書又は研修等内容が分かる報告書類を速やかに理事長に提出しなければならない。

(交付一覧表の作成)

第24条 本会は、補助金受給者の氏名、受給事由及び受給額等を記載した名簿を作成し、保管することとする。

(報奨金)

第25条 報奨金は、嘉手納町人材育成会報奨金支給要綱に基づき支給するものとする。

第4章 交流事業

(実施事業)

第26条 本会は次に掲げる交流事業を実施する。

- (1) 嘉手納町・大山町児童交流事業
- (2) 嘉手納町海外短期留学派遣事業
- (3) その他理事会が必要と認める事業

第5章 補 則

(委任)

第27条 この細則に定めのないものについて必要事項等があるときは、理事長が別に定める。

附 則

1 この細則は、昭和63年10月20日から施行する。

2 嘉手納町人材育成国外、県内研修費補助金交付要綱（昭和62年教育委員会要綱第1号）は廃止する。

附 則

この細則は公布の日から施行し、平成2年4月1日より適用する。

附 則

この細則は公布の日から施行し、平成13年4月1日より適用する。

附 則

この細則は公布の日から施行し、平成20年4月30日より適用する。

附 則

この細則は公布の日から施行し、平成22年6月1日より適用する。

附 則

この細則は公布の日から施行し、平成24年4月1日より適用する。

附 則

この細則は、平成27年3月11日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年2月23日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年5月13日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年11月26日から施行する。